



ミ タネ チョウ  
三 種 町

「豊かな自然と大地の恵み、  
心ふれあう協働のまち」



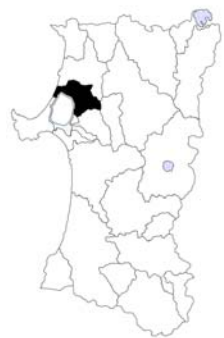
合併期日	平成18年3月20日	合併の方式	新設
合併関係市町村	琴丘町、山本町、八竜町		

所在地	山本郡三種町鶉川字岩谷子8番地
電話	0185-85-2111
FAX	0185-85-2178
ホームページ	<a href="http://www.town.mitane.akita.jp">http://www.town.mitane.akita.jp</a>
Eメール	<a href="mailto:mitane@town.mitane.akita.jp">mitane@town.mitane.akita.jp</a>

面積	248.06	km <sup>2</sup>	(H12国土地理院調査)
内訳	111.38	km <sup>2</sup>	琴丘町
	98.02	km <sup>2</sup>	山本町
	38.66	km <sup>2</sup>	八竜町

人口	22,112	人	(H12国勢調査)
内訳	6,174	人	琴丘町
	8,524	人	山本町
	7,414	人	八竜町

世帯数	6,443	世帯	(H12国勢調査)
内訳	1,908	世帯	琴丘町
	2,474	世帯	山本町
	2,061	世帯	八竜町

<p>位置・地勢</p>	<p>三種町は、秋田県北西部に位置し、東は北秋田郡上小阿仁村と、南は男鹿市、南秋田郡大瀧村、八郎瀧町、五城目町、西は日本海、北は能代市と接している。</p> <p>地勢は、東西が約30km、南北が約20kmで全体面積の54%が森林、24%が農用地となっている。また、房住山に源を発する三種川が町のほぼ中央を流れ、東部の丘陵地から西部の平坦地まで緩やかに傾斜している。</p> <p>交通面では、旧3町を国道7号が縦貫し、秋田自動車道・琴丘森岳インターチェンジ及び八竜インターチェンジを有している。また、鉄道はJR奥羽本線が通り、鯉川駅、鹿渡駅、森岳駅、北金岡駅を有している。</p>	
--------------	---	---

<p>産業・観光</p>	<p>農業を基幹産業とする三種町は、メロンやジュンサイ、梅などの特産品を全国ブランドとしての確立をめざす一方で、直売所を中心とした地産地消により生産者と消費者との距離を縮め、食品の安全と安心、信頼を基軸とした農業に取り組んでいる。</p> <p>観光振興に関しては、伝説と信仰の山「房住山」や縄文時代の遺跡、しょっぱいことで有名な森岳温泉、そして日本の快水浴100選に選定された釜谷浜海水浴場などの恵まれた地域の特性を、各種のイベントと結びつけながら活性化を図っている。</p>
--------------	---



ジュンサイ採り



サンドクラフト

組織 (合併後初代)	町長	助役	収入役	議長	副議長
	佐藤 亮一	北林 敏明	—	牧野 定信	平賀 真
	H18.4.23～	H18.8.1～	—	H18.3.28～ H18.6.30	H18.3.28～

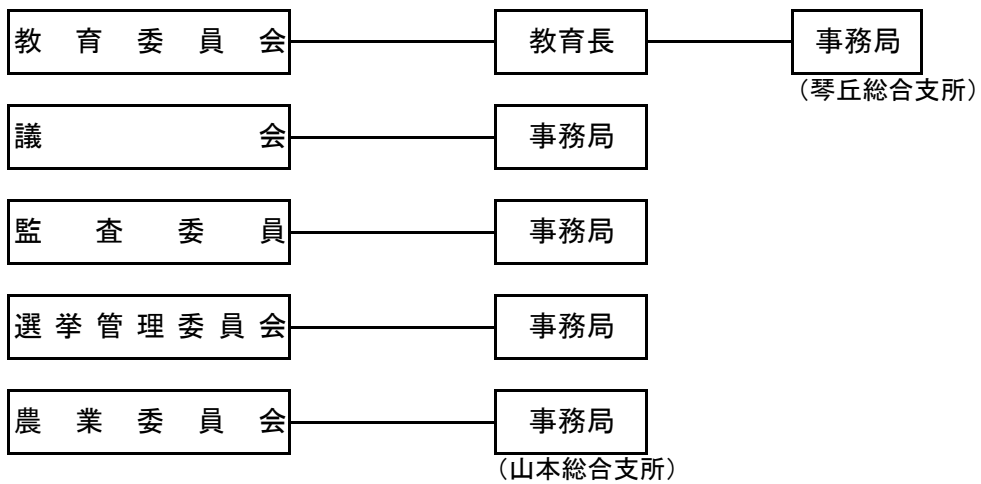
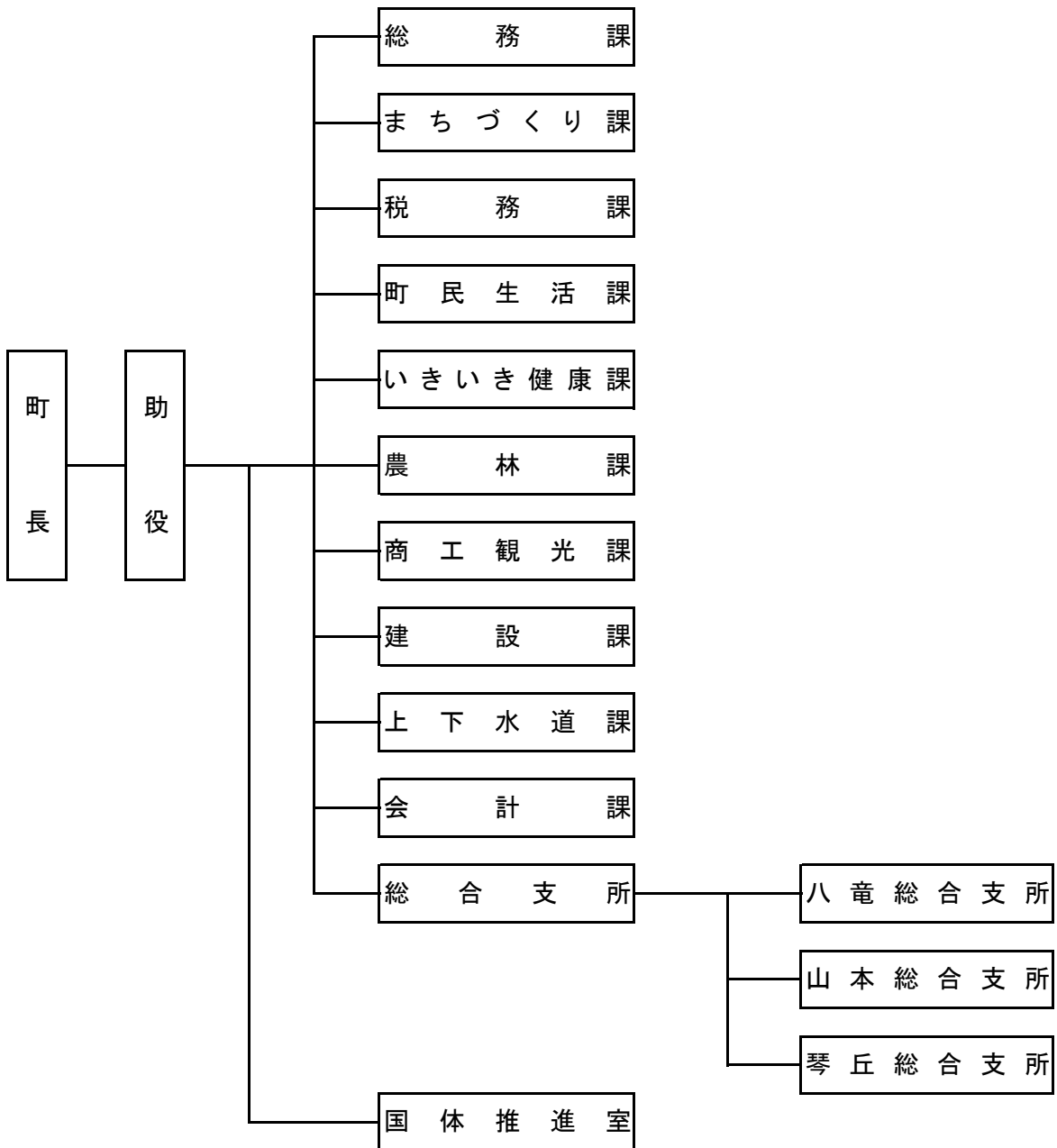
行政 施 策	基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然と共生し心豊かな活力あるまちづくり</li> <li>2 地域の資源を活かした産業のまちづくり</li> <li>3 住民と協働のまちづくり</li> </ol>
	基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境にやさしく、人と自然が共生するまち</li> <li>2 すこやかに安心して暮らせるまち</li> <li>3 快適で安全な生活を支えるまち</li> <li>4 活力にみちた、個性豊かな産業のまち</li> <li>5 創造性豊かな文化ときらめく人を育むまち</li> </ol>



三種町誕生カウントダウンイベント



三種川の源流にある扇滝



## 1 合併関係市町村の沿革

琴丘町:昭和 30(1955)年 4 月、鹿渡町と上岩川村が合併し、誕生した。

山本町:昭和 30(1955)年 4 月、下岩川村、森岳村、金岡村が合併し山本村となり、昭和 37(1962)年 9 月に町制を施行し、誕生した。

八竜町:昭和 30(1955)年 4 月、鶴川村と浜口村が合併し八竜村となり、昭和 40(1965)年 9 月に町制を施行し、誕生した。

平成 18(2006)年 3 月 20 日、上記 3 町が新設合併し、「三種町」が誕生した。

## 2 合併関係市町村間のつながり

3 町は、昔から人的・文化的な交流が深かったほか、消防や衛生処理事業の共同運営、地域の共通課題の解決にむけたサミットの開催など多方面で連携しており、元々「南部三町」と呼ばれ、結びつきの強い地域であった。

## 3 合併に向けた動き

平成 12 年に秋田県市町村合併支援要綱が公表されたことを受けて、平成 13 年 7 月に「能代山本地域市町村合併に関する勉強会」が発足した。

市町村合併に関する住民意識調査を平成 13 年 12 月に琴丘町、平成 14 年 3 月に山本町で全世帯を対象に実施したほか、9 月には八竜町で 20 歳以上の全町民を対象として実施した。結果は、いずれも合併の必要性について「必要」及び「検討する必要がある」が上位を占め、合併の枠組みについては「南部三町」(琴丘町・山本町・八竜町)、次いで「能代山本」(八竜町は「わからない」が第 2 位)の順であった。

### 【市町村合併意識調査】

琴丘町 対象：全世帯

配布数：1,912 世帯

回収数： 945

回収率：49.4%

調査結果

○市町村合併は必要だと思いますか？

- ・ 必要がある 264 世帯 (27.9%)
- ・ 検討が必要 406 世帯 (43.0%)
- ・ 必要ない 126 世帯 (13.3%)
- ・ わからない 149 世帯 (15.8%)

○あなたの生活圏はどこですか？(複数回答可)

- ・ 能代市 255 世帯 (25.2%)
- ・ 山本郡 378 世帯 (37.4%)
- ・ 秋田市 126 世帯 (12.5%)

- ・南秋田郡 235 世帯 (23.3%)
- ・無回答 16 世帯 (1.6%)

○あなたが望む市町村合併は？ (複数回答可)

- ・南部三町 438 世帯 (45.2%)
- ・能代市山本郡 209 世帯 (21.6%)
- ・八郎湖周辺 72 世帯 (7.4%)
- ・南秋田郡 171 世帯 (17.6%)
- ・その他 12 世帯 (1.2%)
- ・無回答 67 世帯 (7.0%)

### 山本町

対象：全世帯

配布数：2,225 世帯

回収数：1,409 世帯

回収率：63.3%

調査結果

○合併の必要性について (有効回答：1,398 人)

- ・必要がある 339 人 (24.25%)
- ・検討する必要がある 488 人 (34.91%)
- ・必要ない 268 人 (19.17%)
- ・わからない 303 人 (21.67%)

○合併する場合の望ましい自治体は (有効回答：956 人)

- ・南部三町の合併 604 人 (63.18%)
- ・能代市山本郡との合併 307 人 (32.11%)
- ・その他 45 人 (4.71%)

### 八竜町

対象：20 歳以上の全町民

対象者数：6,039 人

回収数：2,657 人

回収率：44.0%

調査結果 (設問抜粋)

○八竜町は合併が必要か？

- ・合併する必要がある 475 人 (17.9%)
- ・合併を検討する必要がある 785 人 (29.5%)
- ・合併の必要はない 714 人 (26.9%)
- ・わからない 683 人 (25.7%)

○合併するとしてどのような合併が望ましいか？

- ・南部三町 1,044 人 (39.3%)
- ・能代山本全市町村 628 人 (23.6%)

- ・郡内 7 町村 175 人 ( 6.6%)
- ・その他 77 人 ( 2.9%)
- ・わからない 733 人 (27.6%)

平成 15 年 2 月、合併の可否も含め、調査・検討を行う目的で、能代山本地域市町村合併任意協議会が発足されたが、実質的な協議が行われない状況が続いた中で、藤里町が単独立町を宣言し、峰浜村も続いて脱会の意思を表示したのを受けて、同年 6 月任意協議会が解散した。

平成 16 年 5 月に能代山本市町村合併協議会が発足し、新市建設計画や合併の方式、期日などを協議したほか、新市名称を「白神市」と決定したが、その後、新市名称の撤回や再考、住民投票を求める動きが活発化した。

平成 16 年 12 月、市民意向調査の結果などを基に能代市が合併協議会に対し、新市名称の再考を求めたものの否決され、協議会から離脱を表明した。

平成 17 年 1 月、八森町と峰浜村での合併が表明されたことを受け、能代市を含めた 3 市町村が離脱したことにより、能代山本市町村合併協議会が解散した。

こうした紆余曲折を経て平成 17 年 2 月、山本郡南部三町合併協議会が発足することとなった。

平成 13 年	7 月 19 日	能代山本地域市町村合併に関する第 1 回勉強会を開催 (以降、全 12 回の勉強会を開催)
平成 15 年	2 月 20 日	能代山本地域市町村合併任意協議会を設置
	6 月 9 日	能代山本地域市町村合併任意協議会が解散
	12 月 25 日	藤里町を除く七市町村による能代山本市町村合併協議会を設置
平成 16 年	5 月 17 日	能代山本市町村合併協議会(法定)を設置
	12 月 10 日	能代市が合併法定協議会から離脱
平成 17 年	1 月 28 日	能代山本市町村合併協議会(法定)の廃止を決定
	2 月 8 日	山本郡南部三町合併協議会を設置
	2 月 11 日	第 1 回合併協議会を開催 (以降、全 18 回の合併協議会を開催)
	3 月 23 日	琴丘町・山本町・八竜町合併調印式を開催
	3 月 28 日	県知事へ廃置分合を申請
	4 月 27 日	県議会で廃置分合議案可決
	5 月 6 日	県知事が廃置分合を決定、総務大臣に届出
	5 月 26 日	総務大臣の告示
平成 18 年	3 月 20 日	三種町誕生

#### 4 合併協議の概要

平成 17 年	2 月 8 日	山本郡南部三町合併協議会を設置 会長 八竜町長 佐藤亮一 副会長 琴丘町長 工藤喜久男 山本町長 石井洋佑 委員 16 名（会長、副会長含めず）
	2 月 11 日	第 1 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 山本郡南部三町合併協議会会議運営規定 ・ 平成 16 年度山本郡南部三町合併協議会事業計画 ・ 平成 16 年度山本郡南部三町合併協議会予算 ・ 合併協定項目 ・ 合併協定項目の調整方針等 ・ 新町建設計画① ・ 合併の方式 ・ 合併の期日 ・ 新町の名称① ・ 事務所の位置 ・ 財産及び債務の取扱い ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い① ・ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い①
	2 月 17 日	第 2 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 一般職の職員の身分の取扱い ・ 特別職の身分の取扱い ・ 条例、規則等の取扱い ・ 一部事務組合の取扱い ・ 慣行の取扱い ・ 消防団の取扱い ・ 行政区の取扱い
	2 月 24 日	第 3 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 事務組織及び機構の取扱い ・ 使用料・手数料の取扱い ・ 公共的団体の取扱い ・ 補助金・交付金等の取扱い ・ 字名の取扱い① ・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い②



平成 17 年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い②</li> <li>・ 新町建設計画②</li> </ul>
	3 月 3 日	<p>第 4 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税の取扱い</li> <li>・ 国民健康保険事業の取扱い</li> <li>・ 介護保険事業の取扱い</li> <li>・ 各種事務事業の取扱い</li> <li>・ 新町建設計画③</li> <li>・ 新町の名称②</li> <li>・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い③</li> </ul>
	3 月 10 日	<p>第 5 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新町の名称③</li> <li>・ 字名の取扱い②</li> </ul>
	3 月 17 日	<p>第 6 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新町建設計画の変更</li> <li>・ 議会の議員の定数及び任期の取扱いの変更</li> <li>・ 一部事務組合等の取扱いの変更</li> <li>・ 字名の取扱いの変更</li> </ul>
	3 月 23 日	<p>第 7 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 17 年度山本郡南部三町合併協議会予算</li> </ul>
	4 月 21 日	第 8 回山本郡南部三町合併協議会
	5 月 20 日	<p>第 9 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町章の制定方針①</li> <li>・ 平成 17 年度山本郡南部三町合併協議会補正予算（第 1 号）</li> </ul>
	7 月 21 日	<p>第 10 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 17 年度山本郡南部三町合併協議会補正予算（第 2 号）</li> </ul>
	8 月 26 日	第 11 回山本郡南部三町合併協議会
	9 月 22 日	第 12 回山本郡南部三町合併協議会
	10 月 11 日	第 1 回山本郡南部三町合併協議会臨時会
	10 月 21 日	第 13 回山本郡南部三町合併協議会
	11 月 18 日	第 14 回山本郡南部三町合併協議会
	12 月 22 日	第 15 回合併協議会
	1 月 20 日	第 16 回山本郡南部三町合併協議会

平成 17 年	3 月 10 日	第 17 回山本郡南部三町合併協議会にて次の項目を確認 ・ 山本郡南部三町合併協議会の廃止等
---------	----------	---

### ① 合併の方式

合併の方式については、先に解散した能代山本市町村合併協議会において、対等合併を基本とすることで合意していた経緯があり、この考え方は自然な流れとして山本郡南部三町合併協議会にも引き継がれていたことから、第 1 回合併協議会において「新設合併」とすることを確認した。

### ② 合併の期日

合併の期日については、第 1 回合併協議会においてスケジュールや諸手続きに加え、合併特例法の期限、長時間を要する電算システムの構築などに考慮し、「平成 18 年 3 月 20 日」とすることを確認した。

### ③ 新町の名称の取扱い

新町の名称については、第 1 回合併協議会において事務局より「住民の声が反映される、新町としてふさわしい名称を決定するため公募する。」ことなどが提案され、各委員からは「幅広く公募する。」「住民及び三町出身者までを対象とする。」「自分のことは自分で決めるという精神で住民に限定する。」などの意見が出されたが、時間が限られていることから「三町に住所を有する中学生以上の住民とする。」こととした。

その後、第 4 回合併協議会において第一次選考が行われ、1,208 人から 500 種類の名称が寄せられた応募状況なども報告された。第 5 回合併協議会で、名称問題を起因として能代山本市町村合併協議会が解散した経緯を踏まえ、名称問題でこじれたくないという心情から、委員の発言により上位 3 点に絞られた作品を初めから投票により決めたもので、「三種町：10 票」、「湖北町：9 票」、「南部三町：0 票」となり、僅差で「三種町（みたねちょう）」と決定した。

### ④ 新町事務所の位置の取扱い

事務所の位置については、第 1 回合併協議会において、できるだけ費用をかけないという観点から、3 つの役場のうち、築年数、規模などを考慮して八竜町庁舎の「山本郡八竜町鶴川字岩谷子 8 番地」とすることとした。ただし、将来、新町において社会情勢及び住民の意向により、その位置の検討を行うことを確認した。

## ⑤ 財産の取扱い

財産の取扱いについては、第 1 回合併協議会において

「3 町の所有する財産、公の施設及び債務は全て新町に引き継ぐものとし、現在ある財産区は新町においても存続する。」

ことを確認した。

## ⑥ 議会議員の任期及び定数の取扱い

町議会議員の任期及び定数の取扱いについては、第 1 回合併協議会において各町の議会に懇談会を設け、議会側で協議することとした。

継続協議として第 3 回合併協議会において、3 町の議会議長の連名で回答された内容は、「新町の議会の議員の定数は 22 人とする。」「議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 18 年 6 月 19 日まで、引き続き新町の議会の議員として在任する。」という提案がなされた。これに対し、民間委員より在任特例について反対意見が相次いだことから継続協議とした。

第 4 回合併協議会において、民間委員、議会側委員双方の意見が平行線のまま、採決による収束なども検討されたものの、新町における一体感を醸成する意味合いにおいて、議長に一任することで収拾を図り、「定数 22 人」、「3 ヶ月引き続き新町の議会議員として在任する。」ことを確認した。

## ⑦ 農業委員会委員の任期及び定数の取扱い

農業委員会委員の任期及び定数の取扱いについては、第 1 回合併協議会において農業委員会の調整会議等を開いてもらい、提案してもらうこととした。

第 3 回合併協議会で農業委員会の要望書に基づき、

「(1) 新町に 1 つの農業委員会を置く。

(2) 委員の定数は 30 人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、委員であった者のうち 30 人は平成 18 年 7 月 19 日まで引き続き在任する。

(3) 特例期間終了後は、農業委員会等に関する法律第 10 条の 2 第 2 項の規定を適用し、琴丘町の区域に 1 選挙区、山本町の区域に 1 選挙区、八竜町の区域に 1 選挙区の 3 選挙区を置く。」

という提案がなされ、原案どおりとすることを確認した。

## ⑧ 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、第 4 回合併協議会において三町における税率的な差異はなく現行のとおりとし、違いのある納期やナンバープレート紛失時の弁償金を統一することを確認した。

## ⑨ 一般職の職員の身分の取扱い

一般職の職員の身分の取扱いについては、第 2 回合併協議会において

「3 町の一般職の職員は市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。」

「新町における一般職の職員の定数については、3 町の職員及び新町に引き継がれる一部事務組合の職員の合計数とする。」

とし、職員の定員適正化については、新町において速やかに策定し、定員管理の適正化に努めることとした。職員の職名及び給与については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、「合併時まで調整する。」ものとすることを確認した。

## ⑩ 新町建設計画

新町建設計画については、第 1 回合併協議会において作成方針が提案され、県との事前協議を経て第 3 回合併協議会に計画案の具体的な内容が提案された。ボリュームのある内容のため継続協議とし、第 4 回合併協議会において委員の意見を反映させたものを正案として確認した。

## ⑪ 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、第 2 回合併協議会において常勤の特別職である町長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については各法令の定めるところによるものとする。給与の額等については、現行額及び類似団体の例を参考に、合併時まで調整することとした。

非常勤の特別職の定員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより合併時まで調整することを確認し、報酬についても現行の報酬額及び類似団体の例を参考に、合併時まで調整することを確認した。

## ⑫ 条例・規則の取扱い

条例・規則等の取扱いについては、第 2 回合併協議会において

「(1) 合併時に即時制定し、施行しなければならない例規

(2) 合併後においても一定の地域で暫定的に施行するもの

(3) 合併後において逐次制定し、施行するもの」

に区分し、整備していくことを確認した。

### ⑬ 機構及び組織の取扱い

機構及び組織の取扱いについては、第 3 回合併協議会において住民サービスの低下を招かないよう、また住民に違和感を与えないようにするほか、既存施設の有効活用等の観点から 3 町の既存の庁舎を利用した「総合支所方式」とし、事務組織及び機構は合併時までには整備することを確認したが、委員より「合併時の選択として 1 番ベターだと思うが、将来的には行財政改革に対応できる組織にもっていくべき。」との意見が付された。

### ⑭ 使用料・手数料の取扱い

手数料・使用料等の取扱いについては、第 3 回合併協議会において

「(1) 3 町同一の使用料、手数料等については現行のとおりとする。

(2) 3 町で違いのある使用料、手数料等については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平の観点から、原則として合併時までには統一する。」

ということを確認した。

### ⑮ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、第 2 回合併協議会において一部事務組合の構成により合併の前日をもって解散・脱退等し、新町に引き継ぐ、または新たに加入することとし、第三セクター・公社については権利と義務のすべてを新町に引き継ぐことを確認した。

### ⑯ 町字名の取扱い

字名の取扱いについては、第 3 回合併協議会において協議し、字名の前に「旧町名を付さない。」が大方の意見であったが、地域ブランド名として使われてきた経緯もあり時間をかけて検討すべきとする意見のほか、新町の名称がどのようになるのかも考慮すべき、などの意見を踏まえ継続とし、第 5 回合併協議会において旧町名を廃することを確認した。



町民説明会

## 5 合併協定書の調印

琴丘町・山本町・八竜町の合併協定調印式については、平成 17 年 3 月 23 日午後 1 時から琴丘町総合体育館サブアリーナにおいて 3 町長が調印し、その後、特別立会人として出席した県知事が署名し、3 町長へ協定書を手渡した。



合併協定調印式

## 6 法的手続き

### ① 合併関係市町村議会での関係議案の議決等

合併協定書の調印後、3 町において以下の廃置分合関係 5 議案

- ・町の廃置分合案
- ・町の廃置分合に伴う財産処分について
- ・町の廃置分合に伴う議会の議員の在任特例について
- ・町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について
- ・町の廃置分合により設置する町の議会の議員の定数について

は、3 月 25 日に琴丘町議会・山本町議会・八竜町議会それぞれ原案可決された。

### ② 廃置分合申請

平成 17 年 3 月 28 日、3 町長が県知事に対し、地方自治法第 7 条第 1 項の規定に基づく廃置分合申請書を提出した。

### ③ 県議会での議決

廃置分合申請書の提出を受けた県知事は、平成 17 年秋田県議会 4 月臨時会に廃置分合議案「議案第 139 号 町の廃置分合について」を提案、同議案は、平成 17 年 4 月 27 日に可決された。

### ④ 県知事の決定・総務大臣への届出

廃置分合議案の可決後、県知事は平成 17 年 5 月 6 日付けで町の廃置分合を決定し、同日付けで総務大臣に届け出た。

### ⑤ 総務大臣告示

総務大臣は、平成 17 年 5 月 26 日付け総務省告示第 619 号により告示した。

## 7 新町移行までの諸準備

県への廃置分合申請を済ませた 3 町では、新町への円滑な移行に向け、下記の手続きを進めた。

### ① 町長職務執行者の決定

平成 17 年 2 月 23 日において 3 町長が協議した結果、新町の町長職務執行者を佐藤亮一（八竜町長）とすることを決定し、第 17 回合併協議会に報告した。

### ② 新町章の決定

新町章の決定については、第 9 回合併協議会において制定方針を提案され、次のことを確認した。

- ・町章のデザイン案は公募する。
- ・町章にふさわしい作品は、専門的な知識を有する業者から 5 作品以内を選定する。
- ・採用候補作品の中から委員の協議により採用作品を決定する。

とし、第 12 回合併協議会において最終選考が行われ、応募作品 752 点の中から 1 次選考された 5 作品を投票により選考した結果、三種町が知恵の輪のように融合し、発展していく姿を象徴した作品が選出された。

### ③ 電算システムの統一

電算システムの統合については、第 5 回合併協議会において「住民生活や町政運営に支障がないよう、新町発足時に稼働が必要なシステムの統合を図る」とし、次のことを確認した。

- ・ 3 町全域で同様のサービスを提供を基本とするシステムの構築
- ・ 内部情報システム等は、必要最小限のシステムを構築
- ・ ネットワークシステムについては、強固なセキュリティ機能を整備
- ・ コストを抑え、リスクの少ない方法で合併時の安定稼働を最優先とする
- ・ システム構築の際、機能追加や修正などは必要かつ最小限にとどめる
- ・ 電子自治体関連機能を含め、将来的な要件に対応可能な拡張性のあるシステムを選定する
- ・ 超高速情報通信基盤の整備など、地域情報化への対応は新町において検討する
- ・ パソコン等の既存機器について、可能な限り活用を図る

これを受けて、システムを構築するため、事業者のもつ創造力や確かな技術力、これまでの経験の蓄積に基づく専門性など総合的に評価し、選定するプロポーザル方式により、機器の導入・システムの構築を図った。



#### ④ 例規の整備

例規の整備については、第 2 回合併協議会における「条例・規則の取扱い」の町政結果に基づき整備を進め、新町発足時に 205 件が町長職務執行者により専決処分された。

#### ⑤ 閉町式

閉町式については、琴丘町が平成 18 年 3 月 12 日、山本町及び八竜町で平成 18 年 3 月 17 日にそれぞれ行われ、3 町の歴史を振り返りながら、多数の住民が参加した中で町旗が降納された。



閉町式（山本町）

## 8 新町誕生後の主な動き

### ① 合併初日の状況

平成18年3月20日7時50分より役場庁舎前で開庁式が行われ、町旗の掲揚や「三種町役場」の銘板の除幕などの後、町長職務執行者が「今、私たち三種町民は、新しい歴史を刻む一歩を踏み出した。『豊かな自然と大地の恵み、心ふれあう協働のまち』の具体化に向けて、官民一体となったまちづくりを進めていきたい。」と述べたほか、テープカットで新町の誕生を祝った。8時30分の開庁時間には、各種証明書などの交付を求める町民が続々と来庁したが、特に混乱もなく三種町の業務がスタートした。

#### 【タイムスケジュール】

7:00	辞令交付式（管理職）
7:50	三種町役場開庁式
9:00	三種町指定金融機関・出納取扱金融機関指定書交付
9:30	三種町選挙管理委員会
10:00	三種町固定資産評価審査委員会
11:00	三種町教育委員会
13:00	辞令交付式（各団体）
14:00	共同記者会見

## ② 合併記念式典

合併記念式典は、平成 18 年 10 月 27 日に「三種町誕生記念町民祭」の一部門として山本ふるさと文化館を会場に開催され、合併に尽力した委員らに感謝状を贈呈したほか、記念講演が行われ新町誕生を祝った。



合併記念式典

## ③ 新町初議会

三種町の初議会は、三種町長職務執行者により、山本農村環境改善センターにおいて第 1 回三種町議会臨時会（議員 48 名）が平成 18 年 3 月 28 日に招集された。

開会初日には、無記名投票で正副議長の選挙を行った結果、初代議長に牧野定信氏、副議長には平賀真氏を選出した。そのほか各常任委員会委員構成や各組合等の議会選出議員などを決めた。

主な上程議案は次のとおり。

- ・ 議会関係条例・例規
- ・ 専決処分報告  
(三種町役場設置条例のほか 205 件)
- ・ 平成 18 年度三種町暫定予算

#### ④ 町長選挙

三種町長選挙は、平成 18 年 4 月 18 日告示され、3 氏が立候補した。

平成 18 年 4 月 23 日に投票が行われた結果、5,829 票を獲得した佐藤亮一が当選した。次点との差は 1,184 票、有権者数 17,637 人、投票率 85.9%であった。

#### ⑤ 新町長による議会の招集

新町長は、平成 18 年 6 月 6 日、第 1 回三種町議会定例会を招集し、予算案や人事案件、条例の制定などが上程され、全議案とも可決・承認された。

主な上程議案は次のとおり。

- ・ 平成 18 年度一般及び特別会計予算
- ・ 過疎地域自立促進計画
- ・ 国民保護協議会条例の制定
- ・ 監査委員の選任
- ・ 教育委員の選任
- ・ 固定資産評価審査委員会委員の選任
- ・ 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

#### ⑥ 在任特例後の議会議員選挙

在任特例の任期満了に伴う三種町議会議員一般選挙が平成 18 年 6 月 20 日に告示され、定数 22 人に対し 24 人が立候補した。

平成 18 年 6 月 25 日に投票、即日開票され、22 人の議員が決定した。次点との差は 41 票、有権者数 14,811 人、投票率 84.16%であった。

#### ⑦ 決算審査の状況

平成 17 年度旧三町の決算審査及び三種町の決算審査については、平成 18 年第 2 回三種町議会定例会において審議され、決算処理の不備により 2 特別会計（三種町簡易水道・温泉事業）が不認定となった。

# 合併協定書

平成17年3月23日

琴丘町・山本町・八竜町

- 1 合併の方式  
琴丘町、山本町、八竜町を廃し、その区域の全部をもって新しい町を設置する新設合併とする。
- 2 合併の期日  
合併の期日は、平成18年3月20日とする。
- 3 新町の名称  
新町の名称は、三種町（みたねちょう）とする。
- 4 事務所の位置  
新町事務所の位置は、山本郡八竜町鶴川字岩谷子8番地とする。  
ただし、将来、新町において社会情勢及び住民の意向により、その位置の検討を行うものとする。
- 5 財産及び債務の取扱い  
三町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。  
なお、現在ある財産区は、新町においても存続するものとする。
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
  - 1 新町の議会の議員の定数は、22人とする。
  - 2 議会の議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年6月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
  - 1 新町に1つの農業委員会を置く。
  - 2 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は30人とする。  
ただし、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、委員であった者のうち30人は、平成18年7月19日まで引き続き在任する。
  - 3 特例期間終了後は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、琴丘町の区域に1選挙区、山本町の区域に1選挙区、八竜町の区域に1選挙区の3選挙区を置く。  
なお、この場合の各選挙区の選挙による委員の定数は、琴丘選挙区8人、山本選挙区12人、八竜選挙区は10人とする。

## 8 地方税の取扱い

### 1 個人町民税

- (1) 均等割、所得割については、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、4期とし、  
第1期 6月1日から同月30日  
第2期 8月1日から同月31日  
第3期 10月1日から同月31日  
第4期 12月1日から同月30日とする。
- (3) 特別徴収については、現行のとおりとする。
- (4) 減免については、現行のとおりとする。

### 2 法人町民税

- (1) 均等割及び法人税割については、現行のとおりとする。
- (2) 減免については、現行のとおりとする。

### 3 固定資産税

- (1) 税率については、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、4期とし、  
第1期 5月1日から同月31日  
第2期 7月1日から同月31日  
第3期 9月1日から同月30日  
第4期 11月1日から同月30日とする。
- (3) 減免については、現行のとおりとする。

### 4 軽自動車税

- (1) 税額については、現行のとおりとする。
- (2) 納期については、5月1日から同月31日とする。
- (3) 標識紛失時の弁償金については、200円とする。
- (4) 減免については、現行のとおりとする。

### 5 町たばこ税

税率等については、現行のとおりとする。

### 6 入湯税

- (1) 税率については、1人1日につき150円とする。
- (2) 課税免除等の規定については、現在課税を行っている町の規定を基に、合併時までに調整する。

### 7 鉱産税

税率については、100分の1.0とする。ただし、月内に採掘された鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合は、100分の0.7とする。

### 8 特別土地保有税

税率等については、現行のとおりとする。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 三町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2 新町における一般職の職員の定数については、三町の職員及び新町に引き継がれる一部事務組合の職員の合計数とする。  
なお、職員の「定員適正化計画」については、新町において速やかに策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに調整するものとする。
- 4 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、合併時までに調整するものとする。

## 10 特別職の身分の取扱い

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

### 【常勤の特別職】

- 1 町長、助役、収入役及び教育長の設置・任期等については、各法令の定めるところによる。
- 2 給与の額等については、現行額及び類似団体の例を参考に合併時までに調整する。

### 【議会議員及び行政委員会の委員】

- 1 非常勤の特別職の職員の設置・人数・任期については、法令等の定めるところにより合併時までに調整する。
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の例を参考に合併時までに調整する。

### 【附属機関等の委員】

新町において引き続き設置する必要のある各種附属機関等の委員の数、任期、報酬額については、現行の制度を基本に、合併時までに調整する。

## 11 条例・規則等の取扱い

条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整方針の内容に基づき、次の区分により調整するものとする。

- 1 合併時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後においても、一定の地域に暫定的に施行するもの
- 3 合併後において、逐次制定し、施行するもの

## 12 事務組織及び機構の取扱い

- 1 新町の事務組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮するものとする。
- 2 三町の既存施設を有効活用し、それぞれの地域に総合支所を置くものとする。
- 3 新町の事務組織及び機構は、次の方針に基づき合併時までに整備するものとする。
  - (1) 地域住民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
  - (2) 地域住民の意見が反映される組織・機構
  - (3) 簡素で効率的な組織・機構
  - (4) 行政課題に対応できる組織・機構
  - (5) 指揮命令系統が明確な組織・機構
  - (6) 緊急時に即応できる組織・機構

## 13 一部事務組合等の取扱い

### 【一部事務組合】

- 1 三町で構成している一部事務組合（山本郡南部三ヶ町衛生処理事業一部事務組合、山本郡南部地区消防一部事務組合）については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務及び財産並びに一般職の職員をすべて新町に引き継ぐものとする。

なお、山本郡南部地区消防一部事務組合については、事務の効率性や地域連携を図るため、能代市山本郡8市町村による消防及び救急業務の共同処理について検討するものとし、合併時までに協議が整った場合には、新たな事務事業として、共同処理するものとする。

- 2 秋田県市町村総合事務組合及び秋田県市町村会館管理組合については、合併の日の前日をもって三町は脱退し、合併の日に新町において当該組合に加入する。
- 3 三町以外の市町村と構成している一部事務組合（能代山本広域市町村圏組合、山本郡養護老人ホーム組合）については、合併の日の前日をもって三町は脱退し、合併の日に新町において当該組合に加入する。

### 【土地開発公社】

琴丘町、八竜町は、秋田県町村土地開発公社の設立団体から、山本町は出資団体からそれぞれ合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新町において出資団体として加入する。

### 【第三セクター・公社】

三町が出資する第三セクター・公社については、権利と義務はすべて新町に引き継ぐものとする。なお、新町において民営化や整理・統合について検討する。

### 【公平委員会】

公平委員会に係る事務委託については、合併の日の前日をもって三町は委託に関する契約を廃し、合併の日に新町において新たに事務を委託する。

## 14 使用料・手数料等の取扱い

- 1 使用料、手数料等の取扱いについては、次の方針を基本とし調整するものとする。
  - (1) 三町同一の使用料、手数料等については、現行のとおりとする。
  - (2) 三町で違いのある使用料、手数料等については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平の観点から、原則として合併時までに統一する。
- 2 道路占用、法定外公共用財産、行政財産の各使用料については、合併時までに調整する。

## 15 公共的団体等の取扱い

- 1 三町すべてに共通する団体及びいずれかに共通する団体については、次のとおりとする。
  - (1) 新町の一体性を保つため、合併時までに統合できるよう調整に努めるものとする。

なお、合併時までに統合できなかった団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努めるものとする。
  - (2) 国、県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の助言指導の基に、そのあり方について協議していくものとする。
- 2 三町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

## 16 補助金・交付金等の取扱い

- 1 三町は、新町の健全財政の確保のため、合併前において見直しに努めるものとする。
- 2 三町同一又は同種の補助金、交付金等については、新町において関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整するものとする。
- 3 三町で違いのある補助金、交付金等については、従来からの経緯・実情を踏まえ、新町においてそのあり方を検討するものとする。
- 4 所期の目的が達成されたものや事業効果の薄い補助金、交付金等については、新町において速やかに廃止の方向で調整に努めるものとする。

## 17 字名の取扱い

字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。ただし、大字名及び小字名については、必要に応じ合併前までに現町で調整する。

## 18 慣行の取扱い

- 1 町章については、合併時までに公募し、決定するものとする。
- 2 町の花・木・鳥、町民歌、キャッチフレーズ、イメージソング等は、その必要性を含め新町において検討するものとする。
- 3 町民憲章、各種宣言については、その必要性を含め新町において検討するものとする。
- 4 表彰制度については、新町において新たな制度を創設するものとする。

## 19 国民健康保険事業の取扱い

- 1 賦課方式については、現行のとおりとする。
- 2 税率については、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、翌年度から統一する。
- 3 課税限度額については、現行のとおりとする。
- 4 低所得者に対する軽減割合については、現行のとおりとする。
- 5 納期については、6期とし、  
第1期 7月1日から同月31日  
第2期 8月1日から同月31日  
第3期 10月1日から同月31日  
第4期 12月1日から同月30日  
第5期 翌年1月1日から同月31日  
第6期 翌年2月1日から同月末日とする。  
ただし、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、翌年度から統一する。
- 6 減免については、現行のとおりとする。
- 7 国民健康保険運営協議会については、新町において新たに設置する。
- 8 出産育児一時金及び葬祭費については、現行のとおりとする。
- 9 出産費貸付事業については、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、現在実施している町の規定を基に、翌年度から統一する。
- 10 高額療養費貸付事業については、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、三町の規定を基に、翌年度から統一する。
- 11 保健事業については、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、翌年度から統一する。

## 20 介護保険事業の取扱い

- 1 第1号被保険者の保険料等については、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の初年度となる平成18年度から統一する。
- 2 普通徴収の納期については、9期とし、  
第1期 7月1日から同月31日  
第2期 8月1日から同月31日  
第3期 9月1日から同月30日  
第4期 10月1日から同月31日  
第5期 11月1日から同月30日  
第6期 12月1日から同月30日  
第7期 翌年1月1日から同月31日  
第8期 翌年2月1日から同月末日  
第9期 翌年3月1日から同月31日とする。  
ただし、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、翌年度から統一する。

- 3 介護保険料の減免については、三町の規定を基に合併時までに統一する。
- 4 介護保険低所得者利用者負担軽減対策については、現行のとおりとする。
- 5 督促手数料については、現行のとおりとする。
- 6 延滞金については、合併時までに統一する。
- 7 介護認定審査会については、現行のとおりとする。
- 8 介護保険事業計画については、合併の日の属する年度は現行の計画を運用し、平成18年度から5年間を期間とする第3期計画を合併時までに策定する。

## 21 消防団の取扱い

- 1 消防団は、合併時に統合する。なお、分団の組織等は、現行のとおりとし、新町において適正な組織体制について検討するものとする。
- 2 消防団員の費用弁償については、合併時までに調整する。

## 22 行政区の取扱い

- 行政区については、現行のとおりとし、再編の必要な地区にあっては新町において調整するものとする。
- また、行政連絡員等の制度については、合併時までに調整する。

## 23 各種事務事業の取扱い

- 各種事務事業の取扱いについては、次の方針に基づき調整するものとする。
- 1 三町で同一又は同種の事務事業については、現行のとおりとする。
  - 2 三町で違いのある事務事業については、住民に不公平感を与えないよう、原則として合併時までに統一するものとする。なお、合併時までに統一できないものについては、事業内容、地域の実情等を考慮し、新町において調整するものとする。
  - 3 三町独自の事業については、合併の日の属する年度は現行のとおりとし、新町において従来からの実績を踏まえ、新町全体の均衡を保つように調整するものとする。
  - 4 国又は県等が定める制度に関する事業については、その要綱等に準拠しながら調整するものとする。

## 24 新町建設計画

- 新町建設計画は、別添のとおりとする。



# 調印書

特別立会人

琴丘町、山本町及び八竜町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく山本郡南部三町合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年3月23日

秋田県知事

寺田典城

琴丘町長

工藤喜久男



山本町長

石井洋佑



八竜町長

佐藤亮一



立 会 人

合併協議会委員

田村圭三

合併協議会委員

高橋金正

合併協議会委員

牧野定信

合併協議会委員

嶋田則男

合併協議会委員

新堀丈夫

合併協議会委員

泉 信 行

合併協議会委員

畠玉信長

合併協議会委員

青山 満

合併協議会委員

金子孝治

立 会 人

合併協議会委員

高山慶子

合併協議会委員

大山 宏子

合併協議会委員

荻沢誠作

合併協議会委員

中田良子

合併協議会委員

岡部昭治

合併協議会委員

清水洋子

合併協議会委員

佐藤 忠